

令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱いについて（大阪府教育委員会）

令和4年7月1日時点で有効な教員免許状 → 有効期限¹⁾のない免許状（手続不要）

【免許状の区分】

○「有効期間の満了の日」 記載がない → 「旧免許状」
 記載がある → 「新免許状」

右のケースについては手続不要です。

※該当する項目内容をよく確認してください。

新免許状

- 免許状
- 更新等証明書²⁾

有効期限¹⁾が令和4年7月1日以降のもの

【注】

- ・複数の免許状を所有の場合、免許状の有効期限¹⁾が、最も遅い日付の有効期限に統一されますが、例のように、有効期限¹⁾までに別の免許状が授与された場合に限りです。

(例)

免許状A → 有効期限 → 免許状Bの有効期限に統一されます

免許状B → 有効期限

- ・更新等証明書²⁾に記載のない免許状については、免許状原本に記載の有効期限が、令和4年7月1日以降の日付であることが必要です。

旧免許状

- 更新等証明書²⁾ → **有効期限¹⁾が令和4年7月1日以降のもの**

【注】

- ・過去に更新等の手続きを行っている場合に限りです。

旧免許状

- **免許状が休眠状態**

- ① 教員等³⁾として勤務したことがない
- ② 有効期限¹⁾と同日に、自己都合・勲奨により退職した
- ③ 有効期限¹⁾の日に現職の教員等³⁾でなかった

(例)

雇用期間 → 退職日 (R3.1.31)

免許状の有効期限 → 有効期限 (R3.3.31)

再授与申請が必要です。

新免許状

- 免許状
- 更新等証明書²⁾

有効期限¹⁾が令和4年6月30日以前のもの

旧免許状

- **免許状が失効**

- ① 有効期限¹⁾の日に現職の教員等³⁾であった
- ② 有効期限¹⁾と同日に、定年退職・任期満了により退職した

1)有効期限とは、新免許状の「有効期間の満了の日」、旧免許状の「修了確認期限」をさします。

2)更新等証明書とは、更新、免除、延期・延長、回復の手続きを完了したときに、都道府県教育委員会から発行される証明書です。これがない場合、所有している免許状を授与した都道府県教育委員会から、授与証明書を取り寄せて有効期限を確認してください。

3)「教員等」とは、校長、教頭、教育長及び教育委員会に勤務する指導主事、社会教育主事、管理主事等を含み、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をさします。また、休暇、休業、休職中の方も「教員等」に含まれます。